

ポストコロナ時代の公的統計（４）
— 経済構造の変容と統計のカバレッジ —

西村清彦（政策研究大学院大学）

肥後雅博（東京大学）

2023年3月

CREPE DISCUSSION PAPER NO. 139



CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION FOR POLICY EVALUATION (CREPE)

THE UNIVERSITY OF TOKYO

<http://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/>

ポストコロナ時代の公的統計（４）

— 経済構造の変容と統計のカバレッジ —

西村清彦¹・肥後雅博²

2023年3月

【要 旨】

企業や家計の的確な物価・景気判断や金融・財政政策の迅速な決定には、物価、賃金、国内総生産（GDP）をはじめとする、精度が高く、速報性のある経済統計が不可欠である。「ポストコロナ時代の公的統計」の第4回（最終回）では、統計のカバレッジを巡る問題を取り上げる。

サービス化・デジタル化・グローバル化の進展は、統計の捕捉漏れを拡大させ、GDPの精度を低下させる大きな脅威である。この点は各国共通の課題であるが、さらに日本では、企業の母集団名簿のカバレッジが十分ではなく、経済活動が適切に捕捉できていないとの問題が1990年代以降深刻化している。このため、サービス化・デジタル化・グローバル化に伴う新たな対応と、母集団名簿の捕捉漏れという古くからの構造問題への対処を、同時に進めていく必要がある。

統計のカバレッジが十分でないことはGDPが現在過小推計されていることを意味する。GDPの過小推計幅の規模感をできる範囲で大まかに推計したところ、現時点では22～33兆円（GDPの4～6％）に達している可能性がある。そのうち、2025年末予定のSNA・2020年基準改定では、最近のカバレッジ拡大の成果が反映することで、GDPが10～13兆円程度上方修正される可能性がある。一方、残る12～20兆円の捕捉漏れ分の計数把握には、さらなる取り組みが必要である。その際、①税務情報などの行政記録情報の計数データを活用した欠測値補完の充実や②賃金や事業所得など所得に関する税務情報を利用した分配側GDPの推計など新たな枠組みの導入が、カバレッジ拡大には効果的と考えられる。統計関係者による新たな視点からの取り組みが期待される。

¹ 政策研究大学院大学 (ki-nishimura@grips.ac.jp)

² 東京大学 (masahiro.higo@e.u-tokyo.ac.jp)

1. はじめに

企業や家計の的確な物価・景気判断や金融・財政政策の迅速な決定には、物価、賃金、国内総生産（GDP）をはじめとする、精度が高く、速報性のある経済統計が不可欠である。連載シリーズ「ポストコロナ時代の公的統計」の第4回の本稿では、第1回（西村・肥後（2022））で提起した3つの課題のうち、3番目の課題である

③経済のサービス化・デジタル化・グローバル化の一段の進展に対応する統計のカバレッジ拡大が、いまだ不十分であり、行政記録情報、特に税務情報の活用が喫緊の課題となっていることについて取り上げる。

サービス化・デジタル化・グローバル化の進展は、経済に大きな変容をもたらしている。統計は、農林水産業や製造業など生産活動が視覚で確認できるものを捕捉しやすい。サービス化やデジタル化の進展は財・サービスを見えにくくし、統計での捕捉が難しくなる。また、デジタル化は、家計が副業や遊休資産の活用を通じて生産活動を行い、消費者と生産者との境界をあいまいにすることから、従来の統計では生産活動が捕捉できない可能性がある。さらに対象を国内に限定した統計では、グローバル化の捕捉は難しい。

サービス化・デジタル化・グローバル化の進展は、統計の捕捉漏れを拡大させ、GDPの精度を低下させる大きな脅威である。この点は各国共通の課題である。さらに日本では、企業の母集団名簿のカバレッジが十分ではなく、経済活動が適切に捕捉できていないとの問題が1990年代以降深刻化している。このため、サービス化・デジタル化・グローバル化に伴う新たな対応と、母集団名簿の捕捉漏れという古くからの構造問題への対処を、同時に進めていく必要がある。

本稿では統計のカバレッジを巡る課題を取り上げる。統計のカバレッジが十分でないことはGDPが現在過小に推計されていることを意味する。その影響を把握するため、併せてGDPの過小推計の度合いをできるだけ推計する。第2節では、企業の母集団名簿「事業所母集団データベース」のカバレッジ拡大を取り上げる。行政記録情報の活用により、企業の取り込みは大きく進展している一方で、統計調査の協力を得にくい企業の計数把握が今後の大きな課題である。

第3節では、公共事業入札の審査情報の活用で成果を挙げる建設について紹介する。第4節と第5節では、今後のカバレッジ拡大のカギを握る不動産やシェ

アリング・エコノミーの課題と行政記録情報や民間データなどを活用した新たな取り組みの可能性を取り上げる。

第6節では、賃金、事業所得など所得に関する税務情報を積み上げて算出する分配側 GDP の情報が、GDP の過小推計度合いの規模感の把握するうえで有益である点を指摘する。第7節では、現状 GDP に含まれない家庭における太陽光発電の自家消費分の扱いについて取り上げる。

2. 「事業所母集団データベース」のカバレッジ拡大の取り組み

(1) 法人番号情報活用によるカバレッジ拡大

企業の母集団名簿である「事業所母集団データベース」には捕捉漏れが存在している。税務データと比較すると、90～130万社の企業が捕捉されていなかったことが明らかになっている。

総務省は、労働保険情報や商業登記情報に加え、国税庁から新たに提供を受けた法人番号に関する情報を活用して、捕捉漏れの企業を一挙に把握するプロジェクトに取り組んでいる。法人番号情報から明らかになった捕捉漏れの可能性がある160万法人をリストアップし、2019年に実施した「経済センサス基礎調査（ローリング調査）」で、統計調査員が活動状況を確認し、活動実態のある100万法人を母集団に追加している。その結果、事業所母集団データベースに収録された法人数は、2016年時点の200万法人から2020年には290万法人（うち会社企業250万社）へと90万法人増加している。企業の母集団名簿のカバレッジ拡大の実現は、今次統計改革における最大の成果であると特筆できる。

新たに追加された企業の内訳をみると、規模別では資本金1,000万円未満の零細企業が、業種別では不動産業やサービス業が、各々多くを占める。6割が個人住宅やマンションの一室に所在する企業であり、看板がないなど統計調査員の目視では事業所と認識するのが難しい小規模企業が新たに捕捉されたことが確認された（総務省(2022)）。法人番号など行政記録情報がカバレッジ拡大に大きな威力を発揮している。

(2) カバレッジ拡大によって GDP 過小推計はどの程度改善するか

現状、GDP は不十分なカバレッジによって過小推計されていると考えられる。今回のカバレッジ拡大によって GDP の過小推計がどの程度改善するかは、統計

改革の成果を評価するうえで重要である。GDP の過小推計の改善幅を以下の 2 つの方法で試算する。

（総務省の報告計数を用いた試算）

総務省は、今回母集団名簿に新たに追加された企業の売上高は約 30 兆円と報告している。「経済センサス」によれば粗付加価値率（粗付加価値／売上高）は、全規模計で 20%、資本金 1 千万未満の小企業で 30%であるから、GDP の過小推計は 6～9 兆円縮小すると見込まれる。

（「経済センサス活動調査」を用いた試算）

カバレッジが拡大した新しい母集団名簿を用いて 2021 年に「経済センサス活動調査」が実施された。前回 2016 年(調査計数は 2015 年)と今回 2021 年（同 2020 年）の両統計における全産業（除く医療・福祉）の粗付加価値額を比較すると、5 年間で+0.6%増加している（表 1 の①統計公表値）³。一方、①とベースを揃えた名目 GDP を算出すると同期間で▲2.1%減少している⁴。この GDP 増減率を用いて②カバレッジが拡大しなかった場合の粗付加価値額の仮想推計値を試算すると、①統計公表値は②仮想推計値を約 8 兆円上回っている。この分がカバレッジ拡大による GDP の過小推計の改善分とみなせる。

表 1 粗付加価値額（全産業除く医療・福祉）

	2016 年	2021 年	増減率
①統計公表値	301.8 兆円	303.6 兆円	+0.6%
②仮想推計値	301.8 兆円	295.4 兆円	▲2.1%
差（①—②）	—	+8.2 兆円	+2.7%

注：①「経済センサス」における公表値

②カバレッジが拡大しなかった場合の仮想推計値

資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、内閣府「国民経済計算」

なお、今回のカバレッジ拡大による GDP 改善分は、当面は GDP の年次推計には反映されず、「産業連関表（2020 年）」作成を経て、2025 年末公表の SNA・2020 年基準改定で GDP に反映されることが予想される。

³ 2021 年の医療・福祉の粗付加価値が GDP にはカウントされない特殊要因（GPIF の年金積立金の運用益の増加＜財産所得に該当＞）で大幅に増加していることを踏まえて、本試算では医療・福祉を控除している。

⁴ 「経済センサス」とベースを揃えるため、GDP から公務、保健衛生・社会事業、持ち家の帰属家賃、研究開発、雇主の社会負担を控除した計数を用いている。

(3) 計数が把握できない法人はなお残る

今回のカバレッジ拡大により、カバレッジ不足による GDP の過小推計分のうち、カバレッジ拡大で6～9兆円（GDPの1～2%）改善するとの試算を示した。しかし、統計のカバレッジ拡大はこれで完了したわけではない。

表2は、「経済センサス活動調査」で売上高や付加価値など経理項目を把握できた企業の数を示している。会社企業と会社以外の法人の合計である法人計では、2021年調査で197万法人と2016年調査と比べ22万法人増加している。かなりの改善ではあるが、事業所母集団データベースへの収録法人数（290万法人）と比べ、約90万法人の計数が捕捉漏れとなっている。法人番号等の行政記録情報の活用と統計調査員の頑張りで企業の存在の把握は進んだ一方で、「経済センサス」の調査票に回答してもらえず、計数が把握できない企業が大きく増加している。

表2 「経済センサス活動調査」で経理項目（売上高、費用、付加価値等）が把握できた企業数

単位：万	2016年	2021年	増減
企業合計	358.6	350.7	▲ 7.8
法人計	174.6	197.0	+22.4
会社企業	150.8	169.6	+18.8
会社以外の法人	23.8	27.5	+ 3.6
個人	183.9	153.7	▲30.2

注：調査票回収分に加え、過去の計数を利用した欠測値補完を実施したベースである。

資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

統計の現場からは、「可能な限りの欠測値補完を行うなど最大限の努力をしている。残る企業も規模は小さいので、数は多くとも計数へのインパクトは小さいのではないか」との指摘も聞かれる。この点は、以下の2つの背景から、必ずしもそうとはいえないと考えている。

第1に、雇用保険が適用されている事業所数は2021年度で235万事業所と「経済センサス」で計数が把握された法人数を40万程度上回っている点である。雇用保険の適用単位は一部の大企業を除けば1法人＝1事業所となる事例が多い点を考慮すると、雇用保険の対象となる労働者を雇用し、一定の付加価値が生み出している企業の捕捉漏れはなお残っている。

第2に、会社設立の資本金規制の緩和から、近年になって資本金が少ない零細企業の数が増加している点である。法人税申告データを集計した業務統計「会社標本調査」（国税庁）によると、2020年度の法人数279万法人のうち、資本金100万円以下の法人は50万法人に達しており、10年間で31万法人増加している。全産業の売上高（営業収入）に占めるシェアも3%まで上昇している。特に法人数の増加が目立つ不動産業やサービス業では、資本金100万円以下の法人の売上高シェアは各々8%、11%まで拡大している（表3）。規模の小さな企業を統計でカバーする必要性は高まっている。

表3 資本金100万円以下の法人が規模合計の売上高（営業収入）に占めるシェア（%）

	2011年度	2020年度	増減
全産業	0.9%	3.4%	+2.5%ポイント
不動産業	1.6%	7.9%	+6.3%ポイント
サービス業	2.0%	11.1%	+9.1%ポイント

資料：国税庁「会社標本調査」

残る90万法人の計数捕捉漏れによるGDP過小推計の大きさを試算する。捕捉漏れの企業の平均売上高が、「会社標本調査」で最も規模の小さな区分である資本金100万以下の法人の平均売上高（約9千万円）と同程度であり、粗付加価値率が売上高の20～30%と仮定すると、残るGDPの過小推計幅は約16～24兆円に達する。今回のカバレッジ拡大で実現する見込みのGDP改善分（6～9兆円）を含めると、現時点でのGDP過小推計幅は22～33兆円（GDPの4～6%）となる。この推計は大胆な仮定によるものであり、過大である可能性は否定できないが、今後のカバレッジ拡大を進めるうえで、カバレッジ不足によるGDPの過小推計幅の上限値として念頭に置いておくのが適切と考えられる。

（4）税務情報等を活用した欠測値補完の工夫

総務省は、計数が捕捉できない企業に「事業所・企業照会」を続けるほか、全数調査の「経済センサス基礎調査」を2024年に実施する方針である。しかし、統計調査員が訪問しても調査票を送付しても回答が得られない企業への回答の督促には、一定の限界があるのも事実である。

調査票未回収の企業に対しては、行政記録情報の計数を活用した欠測値補完

を実用化することを検討する必要がある。

その第1の候補は、「税務申告情報」の活用である。既に個人事業者については、次回の「経済センサス」から e-Tax 申告情報で「経済センサス」の調査票を代用する方向で検討が進められている。法人企業についても、同様の検討が望まれる。法人税申告データを集計する業務統計「会社標本調査」は、e-Tax の利用の広がりから標本法人数は増加を続け、2020 年度には 204 万法人と母集団 (279 万法人) の 7 割を超えている。さらに国税庁では、国税総合管理システムを活用した「会社標本調査」の全数調査化や収録計数項目の拡充を検討しており、2024 年度から徐々に実現する見通しである。同調査の個票とのマッチングができれば、捕捉漏れ企業に対する売上高等の欠測値補完が可能となると考えられる。税務情報の活用へのハードルは存在するが、関係者の前向きな取り組みを期待したい。

もう一つの候補は、厚生労働省「労働保険情報」から得られる事業所別の雇用保険被保険者数のデータである。このデータは「事業所母集団データベース」の新設企業の洗い出しに既に活用されているほか、「毎月勤労統計」の母集団労働者数の推計に利用されている。既にデータ利用の実績があることから、税務情報に比べると利用のハードルは低いが、雇用者数から売上高や付加価値を推計して欠測値補完を行う必要があり、補完精度の確保が難しいという課題がある。

企業の母集団名簿「事業所母集団データベース」を通じたカバレッジの拡大は、企業の存在を把握する第1段階は大きく進展したが、企業の売上高や付加価値を把握し、GDP に反映させる第2段階はなお道半ばにとどまっている。統計のカバレッジ拡大を完成させ、GDP の大きな過小推計を解消するには、計数の把握漏れの企業に対して行政記録情報を用いた欠測値補完を早急に実用化することが不可欠である。

3. 行政記録情報を活用した建設統計の改善

(1) 「事業所母集団データベース」の拡充では対処できない分野

第2節では、事業所母集団データベースの拡充と経済センサスによる計数把握という正攻法による統計のカバレッジ拡大を取り上げた。もっとも、こうした正攻法では経済活動を十分に捕捉できない分野が存在する。第3節から第5節では、捕捉が難しい分野である建設、不動産、シェアリング・エコノミーにおけ

るカバレッジ拡大の取り組みについて順に取り上げていく。

（２）建設における行政記録情報の活用

建設は、①小規模企業が多く、企業の改廃も激しいことから、企業の母集団カバレッジを確保するのは容易でないことに加え、②GDP に用いる進捗ベースの投資額を計算するために、建物や構築物の種類別に工事受注額データを入手し、種類別に工事進捗率を適用する必要がある。こうした理由から、「経済センサス」「経済構造実態調査」などの産業横断的な構造統計は GDP の推計には用いられていない。

建設では、代わりに行政記録情報を用いて GDP の推計が行われている。具体的には、民間の建築投資では建築基準法で提出義務が課される「建築工事届」を集計した「建築着工統計」を、公共投資では国や地方自治体の決算データを、各々利用している（表４）。いずれも悉皆データであり、カバレッジは極めて高い。さらに工事種類別に投資額を把握でき、GDP のニーズへの対応も可能である。建設投資の４分の３を占めるこれらの投資については、精度面での問題は大きくないとみられる⁵。

表４ GDP 年次推計に利用する基礎統計

	民間投資	公共投資
建 築	建築着工統計(45%)	国・地方公共団体の決算データ (30%)
土 木	建設工事施工統計調査など	
建設補修	(25%)	

注：カッコ内は 2019 年の建設投資に占めるシェア。グレーの部分は、行政記録情報を利用する分野。

（３）「建設工事施工統計調査」の精度改善

一方、建設投資の４分の１を占める民間の土木投資と建設補修投資では、利用可能な行政記録情報が存在しないため、建設業者を対象とする構造統計「建設工事施工統計調査」のデータが利用されている。しかし、「建設工事施工統計調査」には精度面では大きな課題がある。同調査は、調査票の記入負担が重いことから

⁵公共投資については、年次推計での精度面の課題は小さいが、QE 段階では建設の動態統計の精度は低いことから、リビジョンの問題は深刻である。詳しくは、西村・肥後（2023）を参照。

回収率が 60%にとどまるうえ、調査票未回収の企業への欠測値補完が実施されておらず、ゼロが代入される扱いのため、GDP における民間の土木投資・建設補修投資は大幅な過小推計となっている。

こうした長年の精度面の課題の改善を図るため、国土交通省では無回答分への欠測値補完を 2020 年から新たに導入している。欠測値補完では、国土交通省の行政記録情報である「経営事項審査」（公共工事の入札参加を希望する建設会社を対象に行う資格審査）で得られるデータ等を活用している。

欠測値補完前と補完後のデータが利用可能な 2019 年度の計数で比較する。新たな欠測値補完の導入で、民間の土木投資と建設補修投資の合計で 4 兆円強の上振れとなっている。伸び率では 20%強の上方修正であり、インパクトは極めて大きい。この投資額の上振れ分は、現時点では GDP には反映されておらず、2025 年末公表の SNA・2020 年基準改定で GDP に反映され、GDP の過小推計が解消する見込みである。「事業所母集団データベース」のカバレッジ拡大による改善分（6～9 兆円）と併せ、トータルの GDP の上振れ幅は 10 兆円を超え、GDP の 2%に達する見込みである。その結果、残る GDP の過小推計分は 12～20 兆円程度まで縮小する。

「経営事項審査」データを用いた欠測値補完の効果をみると、土木工事を行う業者は公共工事を受注するケースが多く、精度が大きく改善しているとみられる一方、公共工事が少ない建設補修では限定的と考えられる。欠測値補完の改善に向けてさらなる改善策の検討が必要である。

4. 不動産におけるカバレッジ拡大の取り組み

（1）不動産における経済活動捕捉の難しさ

事業所母集団データベースの拡充による正攻法では、以下の理由から、不動産、とりわけ、大きなウェイトを占める不動産賃貸の活動を高いカバレッジで捕捉するのは難しい可能性がある。

第 1 に、母集団名簿である「事業所母集団データベース」は、海外に所在する法人や個人は対象外であるほか、利用可能な行政記録情報は法人に限定されるため、個人事業者のカバレッジを高めるのは容易ではない。近年では、海外投資家など非居住者の不動産投資が活発化しているほか、賃貸不動産を保有する個人の大家も数多いなど、個人や非居住者は重要な担い手である。

第2に、法人についても「事業所母集団データベース」による迅速な捕捉が実務的に困難な場合がある。最近では、税制面の有利さから個人投資家による不動産投資目的の会社設立や、不動産証券化の進展に伴う不動産投資信託や特別目的会社（SPC）の設立が増加している。いずれもペーパー・カンパニーであり、会社改廃のスピードが速く、母集団名簿による捕捉が後手に回りやすい。さらに税務上の理由から投資ファンドが海外のタックス・ヘイブンに設立された場合、実質的には本邦の投資ファンドであっても外国企業扱いとなり、母集団名簿から漏れてしまう。経済のグローバル化・サービス化の進展が、不動産取引の捕捉漏れのかたちで顕現化している。

（2）非住宅不動産賃貸における過小推計

こうした事情から、「産業連関表」やGDP基準年推計では、不動産のGDP推計に「経済センサス」は利用されておらず、代わりに不動産の売買、賃貸、仲介などの不動産取引に着目して付加価値（産出額－中間投入額）を推計している。その際には、悉皆データである法務局「不動産登記情報」などの行政記録情報を活用することで、取引のカバレッジをできるだけ高めている。しかし、以下の算式で推計する非住宅不動産の賃貸では、過小推計となっている可能性が高い。

$$(\text{産出額}) = (\text{非居住不動産の賃貸床面積}) \times (1 - \text{稼働率}) \times (\text{㎡当たり賃料})$$

過小推計が生じるのは、利用データのうち、国土交通省「法人土地・建物基本調査」から入手する「非居住不動産の賃貸床面積」のカバレッジが不十分なためである。「法人土地・建物基本調査」を固定資産税の税務統計「固定資産の価格等の概要調書」と比べると、「法人土地・建物基本調査」で把握される非住宅不動産の床面積カバレッジは71.6%にとどまっており、捕捉漏れは28.4%に達する（図1）。2015年の非住宅賃貸不動産の付加価値額は約7兆円であることから、捕捉漏れによるGDPの過小推計分は単純計算で約3兆円とかなり大きい可能性がある。

図1 非住宅建物におけるカバレッジ（2018年）

「法人土地・建物基本調査」で把握できる建物(71.6%)	「法人・土地建物基本調査」で把握できていない建物(28.4%)	
	法人所有分 (12.6%)	個人および非居住者の保有分 (15.8%)

資料：国土交通省「法人土地・建物基本調査」、総務省「固定資産の価格等の概要調査」から筆者推計。

（3）不動産の統計カバレッジを高めるために

非住宅不動産の捕捉漏れ（28.4%）のうち、法人所有分の捕捉漏れ（12.6%）については、「事業所母集団データベース」のカバレッジ拡大で把握できる可能性がある。ただし、調査票の未回答分の欠測値補完が大きな課題となる。①「法人土地・建物基本調査」の調査票と「経済センサス活動調査」の調査票とのマッチングによる相互の欠測値補完の実施が有効であるほか、②「会社標本調査」の個票データを用いた欠測値補完は、現在、捕捉漏れとなっている不動産賃貸業を営む多くの小規模企業に適用可能であると見込まれ、効果的であると考えられる。

もっとも、個人および非居住者の保有分の捕捉漏れ（15.8%）については、上記の企業を対象とする方法では欠測値補完は困難である。これに対しては、不動産物件を悉皆的に収録したデータベースを構築し、これと「法人土地・建物基本調査」など既存統計での把握物件をマッチングして、捕捉漏れ物件の賃貸床面積や賃料データを補完推計し、全ての不動産物件の賃貸収入を求めるとのアプローチが解決案となりうる。

都道府県が作成する都市計画データや民間企業による住宅地図データ等利用可能なデータが複数存在することから、これらを組み合わせることで悉皆的な不動産データベースを比較的低いコストで構築することが可能である⁶。東京など大都市圏だけでも欠測値補完ができれば、カバレッジの大幅な向上が見込まれる。この不動産データベースは、GDPの精度向上に役立つだけでなく、現在、把握が困難である不動産の床面積・資産時価ベースの詳細な所有構造を明らか

⁶民間事業者や都道府県のデータベースを活用した不動産データベースの構築については、日建設計総合研究所（2019）を参照。

にすることができ、行政上のニーズにも対応できるメリットもある。こうしたメリットも踏まえ、関係者の前向きな取り組みを期待したい。

5. シェアリング・エコノミーの把握に向けて

(1) シェアリング・エコノミーの広がり

経済のデジタル化に伴い、インターネット上のマッチング・プラットフォームを介し、個人が遊休資産や余裕時間を用いて他の個人にサービスを提供するシェアリング・エコノミーの取引が、コロナ禍のもとでも着実に増加している（表5）。

シェアリング・エコノミーの市場規模は、当初は民泊を中心とするスペースのシェアが大きくなっていったが、最近では、モノ（フリマアプリによる中古品売買）が大幅に増加しているほか、GDPにカウントされる取引である移動（料理運搬、買い物代行）やスキル（家事・育児、執筆、データ入力）といった労務提供サービス（ギグ・エコノミー）の取引額が、2022年には5千億円まで増加してきている。

表5 シェアリング・エコノミーの市場規模（億円）

年度	2018	2020	2022
スペース（民泊等）	5,039	3,249	3,797
モノ（フリマアプリ等）	5,201	9,577	13,119
移動（カーシェア、料理運搬、買い物代行等）	1,935	2,313	2,630
スキル（家事・育児、執筆、データ入力等）	2,111	2,425	2,749
お金（クラウドファンディング等）	4,587	3,439	3,863
合計	18,874	21,004	26,158

注：グレー部分はGDPにカウントされる取引を示す。

資料：情報通信総合研究所「シェアリングエコノミー関連調査 2022年度調査結果」（2023年1月）

(2) シェアリング・エコノミーの把握は困難

シェアリング・エコノミーでは、マッチング・プラットフォームを活用することで、通常、消費者としてふるまう家計が、一時的に生産者としてサービスを提供することができる。このため、不特定多数の個人が生産者になるなど生産者の構

成が時間とともに変化することが特徴である。

個人事業者については、把握に役立つ適切な行政記録情報が存在しないことから、現状のカバレッジは十分ではない。例えば、「労働力調査」では自営業主（農林漁業を除く）は 2021 年で 431 万人であるが、「経済センサス活動調査（2021 年）」で捕捉された個人事業者は最大 161 万事業者にとどまる。こうした実情を踏まえると、一時的に生産者となる個人を取り込んだ母集団名簿を整備し、個人の生産活動の内容を捕捉するのは至難の業である。定量的には明らかではないが、シェアリング・エコノミーの経済活動の多くは、現状、捕捉漏れの可能性が高い。

（3）プラットフォーム企業への統計調査が有益

シェアリング・エコノミーの経済活動を効率的に把握するには、どのような方法が適当であろうか。シェアリング・エコノミーは、①サービス供給者、②サービス需要者、③両者の取引を仲介するプラットフォーム企業の 3 者が取引の当事者である。効率的にカバレッジ拡大を図るには、企業数が少ないプラットフォーム企業を対象に新たな統計調査を行うのが適切である。その際、プラットフォーム企業からは、①サービス需要者やサービス供給者からの手数料収入に加えて、②仲介した取引額（サービス供給者の売上高、サービス需要者の支出額）を聴取すれば、対象数が多いサービス供給者やサービス需要者への直接調査を行わずに、シェアリング・エコノミーの取引の全貌を捕捉することができる。経済産業省は、2019 年にプラットフォーム企業を対象とした「シェアリングエコノミーに関する実態調査」を実施し、調査は可能との結論を得ている。

もっとも、民泊のように需要者に占める外国人の比率が高い場合には取引を仲介するプラットフォーム企業が海外に所在するため、統計調査が困難となる可能性がある。その解決は容易ではないが、OECD では円滑な課税を行うために各国でプラットフォーム企業に対して、所得を得るサービス供給者に関する情報を税務当局に報告する義務を課し、各国間で当該情報を交換するスキームが検討されている（財務省（2022））。

6. 税務情報を活用した分配側 GDP の情報

(1) 個人の経済活動の複雑化への対応

経済のサービス化・デジタル化・グローバル化の進展は、消費者である個人を機動的に生産者に変貌させるとともに、個人が複数の生産活動に従事する——複数の職業を持つ——インセンティブを高めている。例えば、企業に勤めながら、小規模企業を設立し、副業で不動産投資を行うとか、すき間の時間を活用して、プラットフォーム企業を通じて仕事を受注し、労務提供サービスに従事して副業所得を得るとの活動である。

個人の経済活動の複雑化に対しては、①税務情報など行政記録情報を活用して母集団名簿のカバレッジ拡大、②税務情報を用いた欠測値補完の充実、さらに③プラットフォーム企業への新たな統計調査実施、により、統計のカバレッジ拡大と GDP の精度向上を図ることが必要である。もっとも、①と②の有効性は法人に限られる、③は海外のプラットフォーム企業の取り込みが難しいなど、効果は十分ではない可能性がある。

(2) 税務情報から独立推計される分配側 GDP と GDP 過小推計幅の規模感

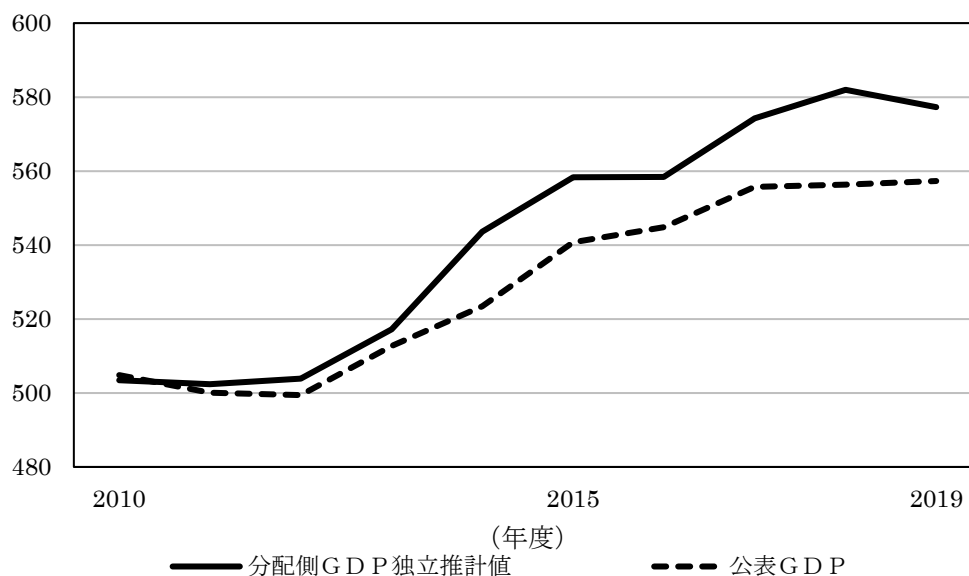
個人の生産活動による GDP の捕捉漏れを効率的に把握するには、このほか、税務情報から得られる計数を利用して直接 GDP を推計することが有効な対策であると考えられる。税務情報から得られる計数は、賃金、個人事業者の事業所得、企業の利益などの分配面のデータが中心であることから、雇用者報酬、混合所得、営業余剰を積み上げて分配側 GDP を推計するのが親和的である。藤原・小川（2016）を嚆矢とする税務情報を活用した分配側 GDP の独立推計の意義は、最近の経済構造の変貌に伴ってさらに高まっていると考えられる。

Sekine（2022）は、藤原・小川（2016）と同様の手法で 2008SNA ベースの分配側 GDP を推計している。その結果によると、独立推計された分配側 GDP は公表 GDP（支出側 GDP）を上回っており、両者のかい離は 2019 年度には約 20 兆円に達している（図 2）⁷。この試算結果は現在の GDP は約 20 兆円（GDP の約 4%）の過小推計であることを示している。これは、第 2 節（3）における試算値——現在の GDP の過小推計幅は 22～33 兆円（同 4～6%）に達する可

⁷本稿の図 2、図 3、図 4 の作成に際して、関根敏隆先生（一橋大学）から Sekine(2022) における推計データの提供をいただいた。記して感謝を申し上げます。

能性がある——の下限に近い値である。税務情報等から独立推計された分配側 GDP の推計値は、公表 GDP の過小推計幅の規模感を示す指標として有益である。

図2 分配側 GDP 独立推計値と公表 GDP (兆円)



資料：Sekine(2022)、内閣府「国民経済計算」

(3) 雇用者報酬のかい離が示唆する情報

さらに分配側 GDP を構成する各項目のかい離にも有益な情報が含まれている。まず、雇用者報酬について、税務情報を用いた独立推計値と「労働力調査」や「毎月勤労統計」から推計された現行公表値とを比較すると、2010 年度以降、独立推計値は公表値を 10 兆円程度（雇用者報酬の公表値の 4～5%）上回っている（図3）。

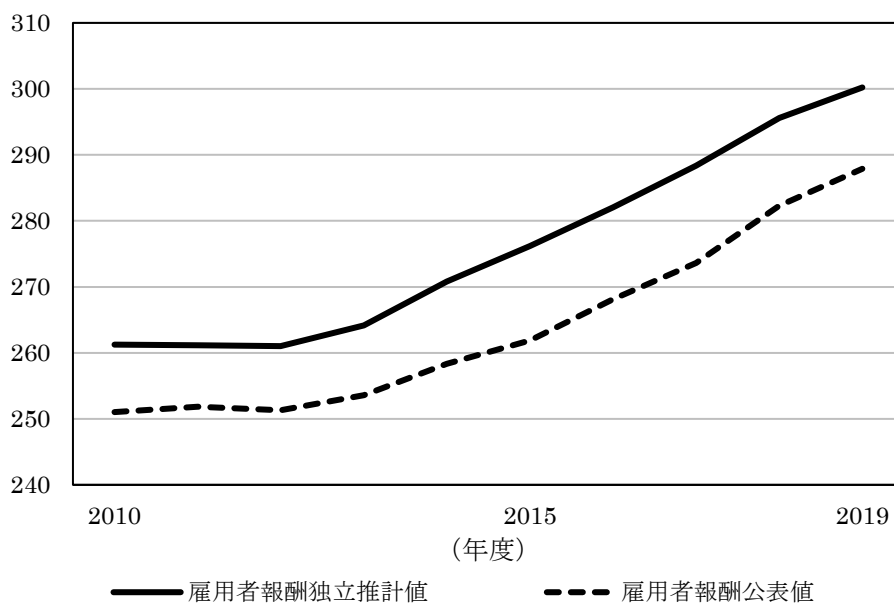
税務情報から直接推計された独立推計値の精度は高いと考えられることから、現行公表値は過小推計である可能性が高い。現行公表値は以下の算式で推計されている。

$$(\text{雇用者報酬}) = (\text{1人あたり平均賃金}) \times (\text{雇用者数} + \text{副業者数})$$

ここで副業者数は「同時に2つの勤め先を持ち、各々から給与を受け取っている人数」である。1人あたり賃金は「毎月勤労統計」から、雇用者数は「労働力調査」から、副業者数は「就業構造基本調査」から各々算出されている。

現行公表値における 2021 年の副業者数は雇用者数の 0.5%にとどまっている。他の統計による副業者比率と比べ値は小さく、副業者数の誤差が大きい可能性がある。この副業者数を、国税庁「民間給与実態統計調査」における複数の勤め先から給与を受け取る者（源泉所得税における乙欄適用者）と比較して確認する。

図 3 雇用者報酬：独立推計値と公表値（兆円）



資料：図 2 と同じ。

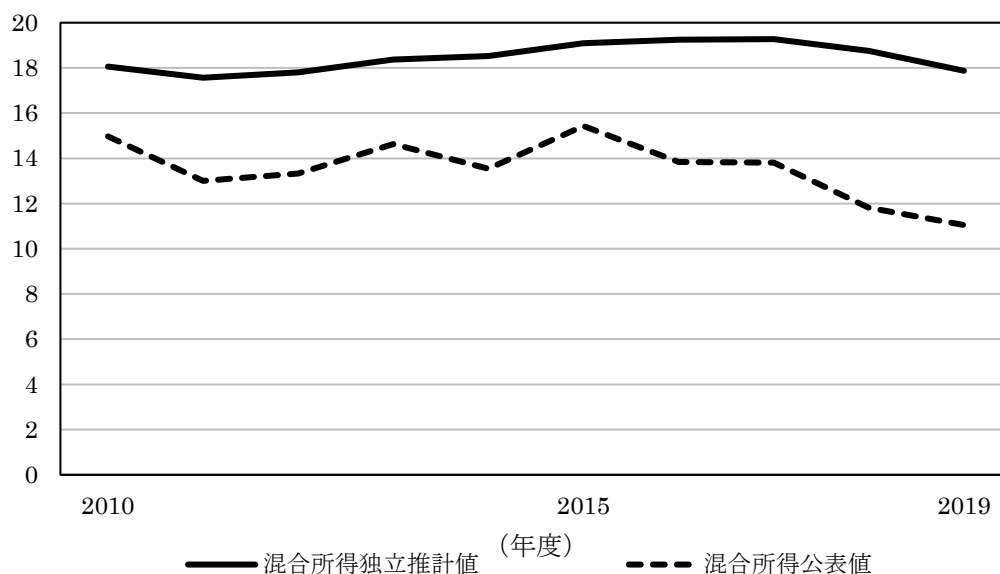
2021 年の乙欄適用者の比率（乙欄適用者数／乙欄適用者を除いた給与所得者数）は、1 年を通じて勤務した給与所得者でみると 3.5%、さらに 1 年未満勤続の給与所得者を含めると 5.0%となる。いずれも現行の副業者比率よりも大きく、現行の副業者比率は過小推計である。両比率の乖離は独立推計値と現行公表値との乖離とほぼ一致しており、独立推計値と現行公表値との乖離は複数の勤め先から給与を受け取る副業者比率の違いで説明が可能である。これは、SNA の雇用者報酬の推計において、副業者数を「民間給与実態統計調査」の乙欄適用者数に変更すれば、税務情報から推計される雇用者報酬にほぼ一致する値を得られることを示している。

なお、2010 年度以降は、独立推計値と現行公表値の乖離度合いはほぼ一定である。複数の勤め先から給与を受け取る副業者が占める比率には大きな変化がなかったことが示唆される。

(4) 混合所得のかい離が示唆する情報

次に個人事業者の所得である混合所得を比較する。税務情報を用いた独立推計値は、生産側 GDP から雇用者報酬等の構成項目を控除した残差として算出される現行公表値を上回っており、そのかい離は最近拡大傾向にある（図4）。

図4 混合所得：独立推計値と公表値(兆円)



資料：図2と同じ。

混合所得についても、個人事業者の申告所得税に関するデータから算出された独立推計値の精度は高いと考えられる。推計結果からは、統計のカバレッジが不十分なことから GDP が過小推計され、残差として求められる混合所得の現行公表値も過小推計である可能性がある。

混合所得の独立推計値と現行公表値とのかい離が拡大傾向にある点は、プラットフォーム企業を通じた業務委託形式の労務提供が近年増加し、それによる事業所得の捕捉漏れが拡大している可能性を示唆していると考えられる⁸。

以上のように、税務情報等から独立推計された分配側 GDP は、トータルの

⁸藤原・小川（2016）ならびに Sekine（2022）では、「国税庁統計年報」の申告所得税の事業所得のデータから混合所得を推計している。しかし、副業で労務提供を行う場合は、事業所得ではなく、申告負担が小さい雑所得で税務申告している可能性がある。雑所得には雑多な所得が混在し、これまで労務提供による所得額が明らかでなかったが、「申告所得税標本調査」において、2020年から新たに当該分野に限定した「業務雑所得」の計数（2020年：約1,500億円）の公表が開始され、混合所得の推計に加算することが可能となっている。

GDP だけではなく、雇用者報酬や混合所得など構成項目別においても有益な情報をもたらしている。母集団名簿情報の拡充による統計のカバレッジ拡大によって支出側 GDP や生産側 GDP の精度向上を図ると同時に、税務情報の計数データを直接活用する分配側 GDP の独立推計値を作成・公表し、GDP の三面情報による相互チェックを可能とすることが、ユーザーの利便性の面からも望ましい対応と考えられる。今後、統計委員会や内閣府において、分配側 GDP の独立推計値の作成・公表や GDP の三面情報の活用について前向きな検討が進められることを期待したい。

7. 家庭における太陽光発電の自家消費の扱い

最後に、統計のカバレッジの問題とはやや離れるが、GDP が日本経済の実態を正しく捕捉するという観点からの課題を提起しておきたい。

表6 家庭での太陽光発電：自家消費電力量（百万 KWH）と金額換算値（億円）の推移

年度	2010	2015	2020
自家消費電力量	1,165	2,779	4,091
同金額換算値	249	727	1,045
電気・家計消費	49,283	53,712	52,104
自家消費の割合	0.51%	1.35%	2.00%

注1：自家消費電力の金額換算値は自家消費電力量に各年度の家庭用電灯平均単価(税込み)を乗じた試算値。

注2：電気の家計消費は「SNA 産業連関表」の暦年値。

注3：自家消費の割合＝同金額換算値／電気・家計消費

資料：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「SNA 産業連関表」

日本では、気候温暖化対策の一環として太陽光発電など再生エネルギーの拡充が大きな政策課題となっている。そのため、家庭用の太陽光発電の普及を図るため、発電設備設置に関する補助金の交付や優遇価格での余剰電力の買い上げを進めている。その結果、家庭で発電した電力の自家消費量も大幅に増加している。一定の前提で電力消費量を金額ベースに換算すると、2020 年度には1 千億円を超えており、電気の家計消費支出額の2%に達している（表6）。

「国民経済計算」では、GDP は市場で売買される財・サービスのみを計測対象とすることを原則としている。このため、現在の GDP では、家庭で発電した

電力のうち、電力会社に売電された分は GDP に含まれるが、自家消費分は GDP にカウントされていない。この結果、自家発電分の自家消費量が増加すると、GDP にカウントされる家計の電力購入額が減少し、家計消費支出の伸び率が実勢よりも低くなってしまう。今後、家庭における太陽光発電が拡大し、自家消費分が増加すると、GDP の押し下げ寄与がさらに大きくなるリスクがある。

一方、現在の「国民経済計算」では、市場では売買されない財・サービスのうち、農家による農産物の自家消費や持ち家の帰属家賃について例外的に帰属計算を行い、推計値を GDP に加算する扱いとしている。これは、農家の自家消費や持ち家の帰属家賃を GDP から除外すると、GDP の変動が経済の実態を表さなくなることを懸念したためである。太陽光発電の自家消費についても、同様の観点から新たに GDP に取り込む必要があるのではないかと考えられる。こうした点について、関係者間で早急に議論を進めることを要望しておきたい。

(参考文献)

- 財務省 (2022) 「税務手続きのデジタル化」、第 8 回税制調査会納税環境整備に関する専門家会合提出資料
- 総務省 (2022) 「事業所母集団データベースの整備・利活用について」、第 4 回企画部会第 2 ワーキンググループ会合提出資料
- 西村清彦・肥後雅博 (2022) 「ポストコロナ時代の公的統計 (1) —経済統計の新たな課題—」、東京大学政策評価研究教育センター・ディスカッションペーパー CREPEDP-135
- ・—— (2023) 「ポストコロナ時代の公的統計 (3) —「今」を映す四半期別 GDP 速報の課題—」、東京大学政策評価研究教育センター・ディスカッションペーパー CREPEDP-137
- 日建設計総合研究所 (2019) 「不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究報告書」、統計委員会担当室平成 30 年度委託研究
- 藤原裕行・小川泰堯 (2016) 「税務データを用いた分配側 GDP の試算」、日本銀行ワーキングペーパーNo.16-J-9
- Sekine, Toshitaka., 2022. Looking from Gross Domestic Income: Alternative view of Japan's economy. *Japan and the World Economy*, 101159.